

# 令和7年度

## 「清瀬市太陽光発電機器等設置補助金」

### 交付申込のご案内



◎先着順での受付となります。ご注意ください。

対象者	清瀬市内の住宅（新築・既築とも）又は、倉庫等（倉庫・カーポート等）に対象機器を設置する市民（住民登録者）
対象機器 （詳しくは次ページ）	太陽光発電システム 1kWあたり3万円（上限10万円） 家庭用燃料電池（エネファーム） 5万円 蓄電池 5万円  ・補助金額は、1,000円未満切り捨てとなります。 ・複数の種類の機器を同時に設置した場合、それぞれを合わせた金額の申請ができます。 ※詳細は、「清瀬市太陽光発電機器等設置補助金交付要綱」の別表を参照ください。
受付	令和7年4月1日（火）から令和8年3月31日（火）まで ・申込期間内であっても、予算残額が無くなり次第、受付を終了します。 ・事前に予算残額をホームページ等でご確認ください。
受付方法	受付窓口への持参 <u>※郵送・メールによる申込は不可です。</u> ・本補助金は、設置後申込です。 ・消えるボールペンは使用しないでください。

◎機器設置日から1年以内の機器が補助対象機器となります。

受付窓口・問合せ

清瀬市 市民環境部 環境課 環境政策係

〒204-8511 清瀬市中里5-842 清瀬市役所3階

平日 8:30~17:00 月曜~金曜（土・日・祝日及び年末年始を除く）

電話：042-497-2099（直通）

## 補助対象者

機器設置場所	申請できる方
個人住宅	<p>以下の1、2、3及び4のいずれにも該当する方。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 市内に住民登録をし、登録した住所地に住んでいる方。</li> <li>2. 申込時に納期が到来している前年度の住民税及び固定資産税を完納している方。または、非課税の決定を受けている方。</li> <li>3. 以下のいずれかに該当する方。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・自らが所有して居住する住宅に新たに購入した補助対象機器を設置した方。</li> <li>・補助対象機器が設置された住宅を購入し、居住している方。</li> <li>・自らが所有して居住する住宅に近接する倉庫やカーポート等に新たに購入した補助対象機器を設置した方。</li> <li>・住宅に近接する倉庫やカーポート等に補助対象機器が設置された住宅を購入した方。</li> </ul> </li> <li>4. 設置した補助対象機器等により発電した電気を全量売電しない方。</li> </ol>
併用住宅 (店舗や事務所などが併設された住宅)	個人住宅の条件に加えて、居住部分面積が建物全体の延床面積の半分以上を超えている必要があります。(図面等に各エリアをお示し下さい)
<p><b>申込にあたっての注意事項</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 補助対象機器の申込は、以下の場合を除き、同一の住宅又は対象者に対して各機器1回ずつとなります。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・設置より<u>17年</u>経過した後に太陽光発電システムを撤去し、新たに太陽光発電システムを設置したとき。</li> <li>・設置より<u>6年</u>を経過した家庭用燃料電池又は蓄電池を撤去し、新たに家庭用燃料電池又は蓄電池を設置したとき。</li> </ul> </li> <li>● <u>機器が中古または、リースの場合は、対象外になります。</u></li> </ul>	



## 補助対象機器の要件

補助対象機器	要件
太陽光発電システム	一般財団法人電気安全研究所（JET）による太陽電池モジュールの認証を受けたもの又はこれに準じた性能を有する機器と市長が認めるもの。 公称最大出力が10kW未満のもの。
家庭用燃料電池 （エネファーム）	住宅用途として使用する燃料電池コージェネレーションシステムであって、発電能力が0.4kW以上であるもの。
蓄電池	一般社団法人環境共創イニシアチブ（SII）が「ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）支援事業」において登録しているもの、または同等程度の性能を持つものとして市長が認めるもので、太陽光発電システムと併用しているもの。 ※ポータブルは対象外になります。

## 機器設置日について（例）

機器	新築	既築
太陽光発電システム	機器の保証書の日付 建物引き渡し日 等	機器の保証書の日付 機器の設置完了日 等
家庭用燃料電池 （エネファーム）		
蓄電池		

## ご協力をお願い

○機器設置状況の確認が必要な場合は、事前に連絡の上、現地確認させていただきますのでご了承ください。

## 申込方法と注意事項

○補助金の交付条件に違反したときは、交付決定を取り消し、交付した補助金の返還を求められる場合があります。

○申込期間内であっても、交付申込額の総額が令和7年度の**予算に達し次第、受付を終了します。**

○予算の残額は市ホームページに随時掲載しますが、目安としてお考えください。

また、書類の不備・不足による修正・追加提出のための受付完了までに時間を要することがあります。

**※受付完了となる前に、予算の終了又は申請期限の到来があると、受付できません。**

**添付書類チェックリスト** ※下表の他に、追加で他の書類を提出いただく場合があります。

チェック	添 付 書 類	
□	清瀬市太陽光発電機器等設置補助金交付申込書（市様式）	記入例を参照して、必要事項を記入してください。
□	清瀬市太陽光発電機器等設置補助金交付請求書（市様式）	日付・金額は記入しないでください。
□	機器設置日が確認できる書類のコピー ※日付記入のものに限る	●太陽光発電システム 機器の保証書、建物引き渡し日または設置完了日等を証する書類
□		●家庭用燃料電池（エネファーム） 機器の保証書、建物引き渡し日または設置完了日等を証する書類
□		●蓄電池 機器の保証書、建物引き渡し日または設置完了日等を証する書類
□	工事請負契約書又は売買契約のコピー	設置機器が対象となっているまたは、含まれていることが確認できるもの。
□	設備の費用明細（内訳書）のコピー	設置機器の明細（内訳）が明記されているもの。
□	設置機器の領収書のコピー	領収書または、利用明細控えに「発行者・宛名・金額・年月日・購入内容」が明記されているもの。
□	対象機器の設置後の状況を確認できる写真 （A4、1枚にまとめてください）	●太陽光発電システム ①建物外観（全体）②モジュール（パネル）③パワーコンディショナ ④倉庫・カーポート等に設置の場合は、当該建築物の外観（全体）
□		●家庭用燃料電池（エネファーム） ①建物外観（全体）②燃料電池 ③貯湯ユニット （全体と型番が認識できること）
□		●蓄電池 ①建物外観（全体）②蓄電池 （全体と型番が認識できること）
□	発電能力の分かる書類	カタログの機器発電能力が記載されているページ等（蓄電池は除く）
□	申込者の住民票の写し（コピー不可）	個人番号（マイナンバー）の記載が無く、発行後3カ月以内のもの。 ※住民票の写しとは、自治体から発行された原本。
□	令和6年度の住民税・固定資産税の納税証明書又は非課税証明書（コピー不可）	●令和6年1月1日に清瀬市に住民登録がある方 <u>提出は不要です。申込書の該当欄にご署名下さい。</u> ●令和6年1月1日に清瀬市に住民登録がない方 <u>令和6年1月1日時点で住民登録があった自治体で取得して下さい。</u>
□	手続代行選任届（市様式）	代行者が申込手続きをする場合のみ提出。
□	アンケート	回答記入済みのアンケート

可能な限り申込日に近い日に発行したもの

【参考】

●領収書の例

(1) 領収金額が助成対象機器等の本体及び設置費用の場合

申請者本人に対して発行された領収書であること

「発行者・宛名・金額・年月日・購入内容」が明記されているもの

領収証 No. \_\_\_\_\_ 年 月 日

\* ¥0,000,000-  
●●●●の設置代金として

但 〇〇年〇△月××日

上記の金額正に領収いたしました

内訳

税抜金額

消費税額等(%)

JOINTEX 160-870

株式会社〇〇 清瀬営業所  
代表取締役社長 太陽 太郎  
清瀬市中里〇-〇-〇  
電話 042-497-2099

収入印紙

代表取締役印

代表取締役印

(2) 住宅等と助成対象機器の金額が領収書に合算されている場合

申請者本人に対して発行された領収書であること

助成対象機器設置費用を別途記載してあること

領収証 No. \_\_\_\_\_ 年 月 日

\* ¥0,000,000-  
●●●●の設置代金として¥0,000,000-を含む

但 〇〇年〇△月××日

上記の金額正に領収いたしました

内訳

税抜金額

消費税額等(%)

JOINTEX 160-870

株式会社〇〇 清瀬営業所  
代表取締役社長 太陽 太郎  
清瀬市中里〇-〇-〇  
電話 042-497-2099

収入印紙

代表取締役印

代表取締役印

### 3) クレジットで支払いの場合

クレジットカード売上票、利用明細書、引き落とし口座の通帳（表紙と引き落としが確認できるページ）の写し。

なお、分割払いの場合は、上記の書類に加えて、毎月の引き落とし額が確認できる書類。

### 4) ローン払いでの支払いの場合

ローン契約書（申込書）、毎月のローン返済額がわかるもの（返済予定表など）及び毎月の引き落とし額が確認できる書類。

#### 国・都等、他の補助制度について

国・都の補助金との併用が可能です。

各補助金の詳細については、各HP等でご確認をお願いします。



## ◇◇手続きの流れ◇◇

### ●設置及び支払完了

#### ●市役所窓口へ申込

別紙申込書（様式第1号）及び添付書類に必要事項を記入し、清瀬市役所 環境課 の窓口までお持ちください。

**申込期間：令和7年4月1日（火）から令和8年3月31日（火）**

**※郵送・メールによる申込は不可です。**

#### ●受付

申込書一式が不備・不足なく提出された順に受付完了とさせていただきます。

※書類に不備・不足がある場合は、一度書類一式をお返しいたします。



#### ●審査

機器設置状況の確認が必要な場合、事前に連絡の上、現地確認させていただきますのでご了承ください。



#### ●交付（不交付）決定通知書

審査後、交付（不交付）決定通知書を申込者に郵送します。

※代行者の方には、ご連絡しませんのでご注意ください。



#### ●指定口座への補助金振込

交付決定通知後、通知書記載日に指定口座へ振り込みます。

※明細や振込通知はお送りしませんので、ご自身で通帳等で入金をご確認ください。

ご不明な点等ございましたら、お気軽にご相談ください。

